

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所の概要

法人名	株式会社ファーマシィ	代表者名	武田 輝美
法人所在地	広島県福山市沖野上町 4 丁目 13 番 27 号		
事業所名	ファーマシィ出雲 居宅介護支援事業所	管理者名	有富 一哉
所在地	島根県出雲市姫原 4 丁目 10 - 2		
電話番号	0853-24-9912	FAX 番号	0853-24-9913
指定番号	3270402344		
営業日	月曜日から金曜日（国民の祝日、国民の休日、お盆、12 月 30 日から 1 月 3 日を除く。）		
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分	実施地域	旧出雲市（稗原・朝山・乙立・園を除く。）

2. 職員の体制

ファーマシィ出雲居宅介護支援事業所（以下「当事業所」といいます。）では、利用者に対して指定居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- ・管理者：1 名以上（主任介護支援専門員と兼務）
- ・主任介護支援専門員：3 名以上 介護支援専門員 1 名以上

3. 事業の目的および運営の方針

（1）事業の目的

当事業所は、要介護状態または要支援状態にある者（以下「利用者」といいます。）が、介護保険の理念に基づき、その有する能力に応じて自立した日常生活が行えるよう、介護相談、介護計画作成等の居宅介護支援を提供することを目的とします。

（2）運営の方針

介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者の自宅において、その有する能力や環境等に応じて、利用者の選択に基づき（自己決定）、可能な限り自立した日常生活（自立支援）を営む事ができるように真摯に相談を受け、支援をします。事業の実施に当たっては、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される居宅サービス等が特定の種類または、特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう（公平中立）に行い、関係機関との連携に努めます。

4. 居宅介護支援の提供方法、内容、留意事項

（1）相談支援（受付）

支援の依頼を受け、利用者、その家族より、心身の状況、置かれている環境等を伺い状況の把握を行います。

（2）居宅サービス計画の作成

相談支援にて把握した情報に基づき、居宅サービスおよびその他の必要な保健医療サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

（3）居宅サービス事業所との連絡・調整

居宅サービス計画に基づき、提供されるサービス事業所との連絡・調整を行います。

利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求める事ができます。

(4) サービスの開始・点検

サービス事業所との連絡により、サービス計画の実施状況を点検し、必要に応じて変更等を行います。

(5) 給付管理、申請の代行、介護保険施設等への情報提供

居宅サービスに係る費用の給付管理を行います。介護保険更新等の申請代行、希望に応じて介護保険施設等への情報提供を行います。

(6) 医療機関等への情報提供

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要があります。病院等に、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

(7) 利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとします。

5. 利用料金

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、当事業所が介護保険法令の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の延滞等により、当事業所が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領することができない場合は、別紙に定めるサービス料金の全額を一旦お支払いください。

(2) サービス提供実施地域以外の地域の居宅への訪問要請を受けて、当事業所が居宅介護支援を提供した場合には、交通費として1 kmあたり 20 円をお支払い頂きます。

6. 業務継続計画の策定

(1) 事業者は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 感染症の予防及び、まん延防止の為の措置

(1) 事業者は、感染症が発生した際の予防、または、まん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

(2) 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会（WEB、テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。

(3) 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備します。

(4) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及び、まん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

8. ハラスメント対策について

(1) 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 事業者は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して通知することにより、本契約を解除することができます。

- ①利用者又はその家族が、当事業所の職員に対して、この契約を継続し難いほどの不信行為があった場合。
- ②不信行為とは、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなど各ハラスメント行為、理不尽な行為や要求などをさします。

9. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

10. 身体拘束等の原則禁止

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- (2) 身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. 苦情対応窓口

苦情の申し立て、または相談がある場合には、下記の窓口までお問い合わせください。

患者さまお問い合わせ窓口：0120 - 225 - 447（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9 時から 17 時まで

受付対応：アインホールディングスお客様相談室

12. 秘密の保持 個人情報の取り扱い

- (1) 当事業所の介護支援専門員その他の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密情報については、正当な理由がない限り、第三者に決して漏らしません。
- (2) 利用者及び、利用者家族の個人情報については、別紙、個人情報の取り扱い同意書に基づき適切に管理します。
- (3) 当事業所は、介護支援専門員その他の従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密情報の保持を行います。

13. 事故への対応

当事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村に連絡を行い、必要な措置を講じます。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべきことが発生した場合には直接かつ現実に生じた損害に対し損害賠償を行います。

14. 緊急時の連絡方法

介護支援専門員（ケアマネージャー）への連絡は以下へお願いします。

事業所電話番号：0853-24-9912 携帯電話番号：080-9457-3277

15. 第三者評価

当事業所においては、第三者評価の受審はしていません。

(乙) 当事業者は、甲に対する居宅介護サービス等の提供に当たり、本書に 基づきサービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙) 事業者

住 所 広島県福山市沖野上町 4 丁目 13-27

法 人 名 株式会社ファーマシィ

代 表 者 名 代表取締役 武田 輝美 ⑩

事業所所在地 島根県出雲市姫原 4 丁目 10-2

事業所名称 ファーマシィ出雲 居宅介護支援事業所

説 明 者 介護支援専門員： ⑩

私は、本書面に基づき事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者（甲） 住 所
氏 名 ⑩

代 理 人 住 所
(選任した場合) 氏 名 ⑩

利用者（甲）にかわり、本書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。